

令和7年12月11日

中川村長  
宮下健彦様

## 「村づくり委員会」設置に関する要望書

中川村議会議長  
松澤文昭

中川村議会では令和6年10月より「女性・若者議会条例」の制定に向けて検討をはじめましたが、宮下村政の第3期スタートに伴い「若者による村づくり委員会設置」の提案がなされており、行政施策との一本化が必要と考え、議会として昨年より検討を進めておりました内容を要望事項としてとりまとめ以下に記します。

### 1. 「村づくり委員会」の目的

村内の若者が村づくり施策に多様な意見を反映させるための一手法として、若者自身の手による委員会を設置し、その検討過程で決められた施策について予算を配分して実行に移すことにより、村づくりへの若者世代の参画を促進する一助とする。また、この経験を通して行政と村議会への関心の高まりを醸成し、議会への参画も期待する。

この制度を実現するため「若者の手による村づくり委員会要綱」あるいは「村づくり委員会条例」を上記制度の根拠として制定する。

### 2. 「村づくり委員会」設置への準備

「村づくり委員会」設置のために行う事前の作業である要綱あるいは条例制定の策定を、行政が事前にお膳立てをしてしまうのではなく、若者自らの知恵と発想力で進められるようにしていただくことを要望する。つまり準備会程度の組織設立までは行政が実施し、その後の作業は全体的な目標を示しつつも準備会参加者の自発性を尊重することを前提とする。その内容は以下の通り。

- (1) 制定準備過程から対象となる女性・若者に参加してもらうことについて、具体的に対象となる団体として「農協の青年部・女性部、役場の労働組合、商工会青年部・女性部、福祉関係団体、消防団、

スポート、文化団体など多様な分野」に声をかける事とする。同時に公募も行う。団体への声かけでは「あて職」を求めず、数年間での活動をしていただける希望者を募ることを要望する。

- (2) 上記(1)の公募にあたっては高校生、大学生も含むものとし、村外在住であっても必要な会議にオンライン参加が可能な制度とする。
  - (3) この準備会では他市町村で行政施策として実施されている事例を提示して、必要に応じて視察要望（他市町村との意見交換会）に応じる。
  - (4) 「若者議会条例(仮称)」や「若者の手による村づくり委員会要綱」など、この制度の名称についても、準備会に集まった若い方の意見・アイディアを持ち寄り検討する。この際に手続き上の問題以外に行政は介入しない。
3. 要綱や条例制定のための学習会の実施については、行政と議会が責任を持って実施する。これには今後の人材育成をかねて、行政職員、議員だけでなく希望者には参加できるようにする。
4. 準備会は正式組織設立とその後の運営などの構想とスケジュールを立案することとする。これに対して行政はアドバイスをしても指示は行わないこととする。
5. 来年度予算には準備会メンバーの日当と視察研修費用等を追加していただくため、準備会設立要綱を制定していただきたい。
6. 準備会と正式に発足した委員会には、行政と議会から助言者（メンター）を派遣する。この助言者はこの制度の趣旨をよく理解した経験豊富な行政職員、議會議員があたることとする。ただし、準備会と委員会では構成員の求めに応じて発言することを旨とし、委員会の論議には介入しない。
7. 「若者の手による村づくり委員会」の趣旨から、将来的な村づくりと教育的な視点も含めて、本年まで続けてきた「子ども議会」の方について、中学生の委員会参加の手法の一つとして検討していただくこととする。